

これまでの主な議論の整理

〔凡例〕

- 委員の発言
- ◇ 関係府省の発言
- 地方6団体の発言

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等①

【社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの進展について】

<住民の利便性向上、地方公共団体の業務の見直し>

- 業務のデジタル化だけでなく、これに合わせて業務のやり方自体を変えていく必要があるのではないか。また、手順のオンライン化に際しては、行政内部に関する議論だけでなく、住民の存在を念頭に置いて考えていく必要があるのではないか。
- 行政手続のデジタル化については、これまで制度整備をしてきたものが円滑に運用されるよう、検証の上、必要があれば手直しをしていくこととなるのではないか。
- DXに関しては、住民の利便性の向上という視点だけでなく、各地方公共団体の職員の働き方改革や質の向上に資するものであるかという視点を持つことが重要。また、DXの推進は、地域力の強化、ひいては「自治力」の強化に繋がるものでなければならず、現状、DXの推進に当たって各地方公共団体が感じている課題について確認する必要があるのではないか。
- 地方公共団体から、国に対する情報提供・報告がデジタル化にそぐわない仕組みとなっているものについて改善を求める提案が見られており、国と地方公共団体間の手続等のデジタル化を進めることが必要。当該手続等の公正性・正確性を確保しつつ、どのような制度的手当を行うことが考えられるか議論できるのではないか。
- 国・地方公共団体の情報の把握・共有のあり方を考える上では、地方側の負担にならないような発想が必要ではないか。例えば、現行制度においても国に対する情報提供や報告について、アナログな手段によって地方公共団体に負担をかけていることがあり、国と地方の関係についてもデジタル化で対応できるところがあるのではないか。
- 保健福祉分野の申請手続においては、対面によることでより困難を抱えている人の状況をより詳細に把握し、適切なりソースに繋がれると考えられ、対面の部分を残さざるを得ないのではないか。
- 対面手続によって、人間が見るがゆえに生じるバイアスを補完するような機能も含め、デジタル化の価値を考えていくべきではないか。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等②

- 地方制度をどのようにデジタル化すると効率化され、住民のニーズに合ったものになるのかについて、デジタル化のコストとメリットを対比しながら考えていく必要があるのではないかと。また、アナログで効果的に行うべき部分と、デジタル化によって効率化が進む部分と、いかにうまくハイブリットな対応をするかが地方行政においても重要なのではないかと。
- デジタル社会が進展した際に、不測の事態によってデジタルによる対応が遮断される可能性を考えて、そのバックアップ体制をBCPに組み込んでおくといった議論も必要ではないかと。
- 新型コロナのような感染症への対応だけでなく、気候変動による様々な複合的な災害なども踏まえると、デジタル化を推進する一方、BCPの観点から、アナログも含め多様な選択肢を設けることが重要ではないかと。
- ◇ マイナンバーによる情報連携、マイナンバーカード、国民との接点であるマイナポータルといったマイナンバー制度の活用が、デジタル基盤として重要。全地方公共団体がマイナポータルに接続できる環境を用意するなどの支援により、地方公共団体における行政サービスのオンライン申請が可能となり、住民の利便性が向上すると考えている。【デジタル庁】

<国と地方の連携、標準化と自主性・独自性とのバランス>

- 感染症、自然災害など将来起こり得るリスクを考えると、BCPの観点からも国・地方を通じたデジタル連携が不可欠ではないかと。
- 誰一人取り残さない社会を目指すため、ユーザー側のデジタルツールの利活用率の向上が重要であり、マイナンバーカードの活用等のデジタル政府を推進する国と、行政サービスの充実・向上を図る地方公共団体との連携が必要ではないかと。
- アナログとデジタルが併存すると、コストや人材の面で対応できない地方公共団体も出てくると考えられるので、国がどの程度司令塔機能を担うのかという点が重要ではないかと。
- デジタル化によって、情報の移転コストが飛躍的に低くなり、規模の経済が生じやすくなることから、全国統一的な事務処理や集権化に結びつくのではないかと懸念も生じ得る。このため、それをどういう形で限定し、地域の実情に応じた事務処理によるメリットとのバランスをとるかを課題として受け止めるべきではないかと。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等③

- デジタル化は、標準化を進めることにより最も効果が発揮されるが、標準化と集権化は表裏一体の関係にあり、このバランスをどのようにコントロールするかが課題となるのではないか。
- 地方制度との関係において、DXのあり方を議論する上では、集権化に対する懸念が指摘されていることも踏まえ、バランス感を持って議論する視点が必要ではないか。
- DXに関しては、フィジカルな世界とデジタルな世界の結節点としての地方公共団体の役割・あり方という問題や、国が統一的に進めるべき事項と地方公共団体がそれぞれ担う役割・権限との関係などについて、中心的に議論していくことになるのではないか。
- ◇ デジタル庁はデジタル社会の実現に向けた司令塔機能を担うが、国・地方・準公共分野を含むデジタル社会のトータルデザインを描く、地方共通のデジタル基盤を検討する、マイナンバーの利用拡大に向けて取り組むといったように、国と地方公共団体が連携・協力しながら進めていかなければならない課題が多い。【デジタル庁】
- ◇ 政策の効果を高め、国民が期待しているサービスを提供するためには、デジタル技術を活用して、国・地方が一体的に取り組む実施することが必要。【デジタル庁】
- ◇ 今後のデジタル関係施策については、デジタル技術の発展を前提として、共通機能の利用や標準に基づくデータ連携を進めるなど、一層深化させていくことが重要。【デジタル庁】
- ◇ 地方公共団体の情報システムの標準化については、国が用意するガバメントクラウドという共通基盤を活用することで、IT人材の不足が課題となる中、共通機能をなるべく活用しつつ、必要なサービスがあれば、新しい付加価値をつけていくことにより、成長戦略にも繋がっていくものと考えている。【デジタル庁】
- 地方のデジタル化は決して遅れている訳ではなく、例えば、都道府県と市町村で電子申請の共通基盤を作るなどプラットフォームづくりも進んでいる。国による共通基盤の整備などにより、地域の実情に応じて構築してきたシステムが振り出しに戻ってしまうのではないかと心配している。【全国知事会】

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等④

- システム等が画一的になり、地方の主体性、個性が損なわれることを危惧している。地方公共団体が独自の取組をする際に、その取組が新たなシステム等の下でも十分生かされるようにしていただきたい。【全国市長会】
- 基幹業務システムの標準化は望ましい方向性である反面、地域の実情に応じて、各市町村の独自性を反映できるようなデジタル化の取組とする必要があるのではないか。【全国市長会】
- 住民との対面での温もりある活動とデジタルがうまく融合し、課題解決への柔軟な取組や地域の実情に応じた創意工夫が生かされるような仕組みを設けることが、デジタル社会においてこそ必要になることにも留意いただきたい。【全国町村会】
- 情報通信インフラやこれを活用するためのシステムなどの社会共通基盤については、都市部と地方部で格差が生じないように、ユニバーサルなサービスを提供するために、国が責任を持って整備を加速化する必要があるのではないか。【全国町村会】

<人材の確保・育成>

- DXを進めるに当たっては、従前の仕組みをデジタルに対応させるための人材などリソースが不足していることが課題ではないか。
- デジタルと行政の両方に詳しい人材の確保が課題と考えており、特に小規模団体などに対し、人材の養成・育成の支援が必要なのではないか。
- フィジカルな世界とデジタルな世界の結節点がポイントとなり、その結節点を担うのが自治体になると思われる。そのような自治体に必要な人材像について、考える必要があるのではないか。
- 中長期的観点も含めたデジタル人材の確保・育成については、一般職と専門職双方について、注力していく必要があるのではないか。【全国市長会】
- 全国的なデジタル人材の育成の仕組みや、高齢者等を含めて取り残されない体制をとることも必要ではないか。【全国知事会】

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑤

<その他>

- 行政のデジタル化は、住民の利便性を向上させるという視点が強く、住民は客体化される面があるが、意思決定者としての住民を支援するような、民主主義のデジタル化についても考える必要があるのではないか。こうした点は、アナログを前提とした各種制度のアップデート、制度改善に資するのではないか。
- 住民の生活に最終的に責任を持つのは地方公共団体であるから、標準化やデジタル技術の利活用を促進するという面と、住民の感じる不安・心配を解消するという面のバランスをどのように考えるかが重要ではないか。
- デジタル社会においては、消費者・生活者としての顔を持つ住民の権利・利益を擁護する等の地方公共団体の役割を再定義した上で、必要な権限等を与えていくことが重要ではないか。
- 誰一人取り残さない社会を考える際、新しい技術の問題点ばかりを議論するのではなく、デジタル化以前のシステムにおける課題を乗り越える上でデジタル技術が有用であるという視点を持った上で、DXをどのように進めて社会全体の将来像を考えていくかを議論すべきではないか。
- デジタル化を進める上では、地方分権改革が慎重、丁寧に行われたように、マイナンバー制度等これまでの改革の定着プロセスを踏まえながら、法制度の安定性に配慮した取組が必要ではないか。
- デジタル化により、行政内部でのデータの活用可能性はどの程度広がるか。単にデータが集まるという状態に留まらず、手続の迅速化や暮らしやすい社会の形成につながるようにする必要があるのではないか。新型コロナの影響により二地域居住が増加している中で、人口データのあり方などをフレキシブルに考える必要があるのではないか。
- 首都圏・都市部ではリモートワークを中心に働き方が変化しているが、地方部においてはあまり変化が見られていない。地方部においても、リモートワークに対応できるかが、移住や交流人口に影響を与えるのではないか。
- システムの構築等について、全国一斉ではなくプロトタイプを作り、スピード感を持って対応することでうまくいく例があるのではないか。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑥

【新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等について】

＜検証・分析の視点＞

- 新型コロナ対応で直面した課題等を踏まえた検討に当たっては、これまで感染症対応がどのように行われてきたかを踏まえる必要があるのではないかな。
- 今般の感染症対応においてうまくいった事例に着目し、地方公共団体において誰がどのようなプロセスで決定を行ったかを検証した上で議論をすることが必要ではないかな。
- 今般の感染症対応において生じた課題に関しては、実際に何が生じたかを丁寧に検証する必要があるとともに、制度面の観点だけでなく、住民の視点でどこに課題があったかを認識する必要があるのではないかな。
- 集権・集中をすれば、日本全体が対応を間違える可能性もあり得ることを踏まえ、まずは、今般の感染症対応でどいう課題が生じたのか、どのような原因があったのかを丁寧に議論する必要があるのではないかな。
- 新型コロナ対応の課題の検証については、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議の議論を踏まえながら、地方制度という観点、あるいは、地方公共団体の対応や国との関係等、幾つか焦点を当てて議論することが必要ではないかな。

＜医療提供等に関する医療機関に対する国・地方公共団体の権限＞

- 医療は税金等で支えられている重要な公共インフラであり、非常時には国や都道府県が今より強い権限で要請や指示をできるようにすべきではないかな。
- 民間の医療機関が多い日本の医療体制を考えると、国や地方公共団体の権限を強化するだけで医療機関から協力を得られるかな。
- 医療機関間の役割分担の調整について、大都市圏における広域対応などは、これまでの施策の延長では困難であるかな、確認する必要があるのではないかな。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑦

- ◇ 医療機関間の役割分担が不明確であり、病床の確保に時間を要したなどの課題が指摘されており、行政機関や医療機関における平時からの綿密な準備や、平時の備えから有事までの国・地方公共団体の権限強化が必要との議論がある。【厚生労働省】

<保健所等における人材の確保・共有等の体制>

- 今般の感染症対応における最大のボトルネックはリソース不足であり、非平時における国の関与を強化するという制度設計も可能ではあるが、権限を強化してもリソースが不足しては実効性が期待できないのではないか。
- 国と地方との関係よりも、保健所業務の体制・連携等の問題が大きいのではないか。保健所業務を感染予防対応に集中させる業務の整理と体制の構築を進めるべきではないか。
- 権限以外の要素、例えば現場の納得やリソース面での支援などの方が機能するのではないか。
- IHEATは、都道府県や保健所設置市による独自の取組など多様な対応を前提として構築すべきではないか。また、感染状況の悪化に応じて応援配備を調整できる方が合理的であり、都道府県ではなく国が運用すべきではないか。
- ◇ 感染状況に応じて保健所の業務が非常に拡大するときに、どのように人員を確保して対応していくかが大きな課題。また、BCPの観点からの優先すべき業務の選択や、ICT技術を活用した業務負担の軽減を図る取組なども必要。【厚生労働省】
- ◇ 保健所の役割が多岐にわたっており、業務がひっ迫したことが指摘されていることから、保健所の計画的な体制強化や職員の応援派遣等の仕組みが必要だとの議論がある。【厚生労働省】
- 長期にわたり業務ひっ迫が深刻である保健所等をいかに守るかが重要。保健・医療提供体制の強化を図るため、恒常的な人員体制の強化や業務の効率化など、行政組織の課題に踏み込んだ議論が必要ではないか。【全国知事会】

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑧

- 各般のコロナ対策に取り組んでいるが、特に町村部では、コロナ禍以前から大きな課題であった医師、看護師や介護人材等の不足という課題が顕著に現れてきている。人的資源の不足を平時と非平時においてどのように確保・補完していくのかといった点について、議論を進めていただきたい。【全国町村会】
- 現場の保健所・保健師の負担は相当大きい。保健師だけでなく、保健師と同等の仕事ができる人材を確保し、フレキシブルに運用できる体制について、検討しておく必要があるのではないか。【全国市長会】

<情報の把握・共有、国と地方の連携・役割分担>

- 今般の感染症対応において、地方公共団体は限定的なリソースの中で封じ込めを行ってきたが、地域によって感染状況や対応が大きく異なる中で、どのような段階で地方公共団体ごとにどういう違いが認められるかを整理する必要があるのではないか。また、リソース不足により国の方針通りの対応が難しい場合、地域の実情をフィードバックして国の方針を見直すということもありうるのではないか。
- 国と地方公共団体の両者から情報発信が行われることで混乱が生じたところがあったのではないか。また、緊急時には国が一括してコールセンターを設けて、各保健所に情報提供するといった対応も考えられるのではないか。
- ◇ 検査の目詰まりや病床確保など、国の方針を迅速に各地方公共団体に徹底する手法がなかったという課題や、国・地方間で迅速・統一的な情報共有が進まなかったという課題が指摘されており、国の権限・関与の強化や地方公共団体・医療機関をつなぐ情報基盤の強化が必要だとの議論がある。【厚生労働省】
- 具体的なミクロの感染状況は、地方の現場の方が把握している。基本的対処方針で細かいところまで対策の内容を画一的に規定するのではなく、時期や地域ごとに異なる感染状況等に応じた感染対策が講じられるよう、専門家・国・地方の役割分担やその再編成が必要ではないか。【全国知事会】
- 国・都道府県・市町村の役割分担がはっきりしないところもあり、相互にスムーズに連携できるような形が考えられないか。ワクチン接種については国の方針が二転三転することもあり、地域に混乱が生じた。国は、感染症対策の司令塔として、あらかじめ方針をしっかりと定めて対応いただきたい。【全国市長会】

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑨

- 人口密度や人の往来に差がある地方と首都圏では状況が異なるため、国は対策の基本的な枠組みを整備し、対応については地方に任せ、首長と議会が協力し、実情に応じて臨機応変に対応できることが重要ではないか。【全国都道府県議会議長会】
- 感染症情報の収集・分析、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の取扱い、ワクチン接種の進め方などを巡って、国と地方公共団体、地方公共団体相互間において、連携の齟齬や意見の対立による混乱が生じた。この機に、今までの感染症対策のプロセス全体を検証した上で、その役割と責任について、ゼロベースで見直すべきではないか。【全国市議会議長会】

<地方公共団体間の連携・役割分担>

- 保健所設置市の中でも特に指定都市は、感染症対応においては権限や財源など、道府県と同等に扱うことが適当ではないか。
- 感染症対応については、国・都道府県のみならず、地域医療と関係の深い市町村、特に指定都市が、独自に迅速に対応すべき役割も大きいのではないか。
- 都道府県が実施している病床の機能分担やマネジメントについて、非平時において指定都市に移譲しても円滑な事務執行が困難となるのではないか。
- 今般の感染症対応に関しては、広域連携による対応があまり進まなかったのではないか。例えば、ワクチンの融通等も近隣自治体間でもなかなか行われていないなどの課題が指摘される中で、地域医療構想で描いていた姿を踏まえながら、持続可能な仕組みについて検討することが考えられるのではないか。
- ◇ 都道府県と保健所設置市・特別区の連携確保や、そのための都道府県の権限・関与のあり方についての議論もある。また、住民への生活支援のほか、情報提供、相談対応など、市町村の役割を、有事の際にどのように位置付けるべきかという議論もある。【厚生労働省】

- 指定都市から意見が出されている新型インフル特措法上の権限移譲も含めて検討が必要ではないか。【全国市長会】 9

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑩

- 指定都市からは、新型コロナ対応に当たって、都市部の感染をスピード感を持って抑えていく上で、道府県を經由すると時間がかかることもあり、手挙げ方式で知事と同じ権限で対応できるようにすべきとの声があった。【全国市議会議長会】
- 保健所を有し、感染症対策を主体的に実施することが可能である指定都市をはじめ、各都市の意見をしっかりと聞き、その役割と責任を明確化し、必要な権限と財源を移譲すべきではないか。併せて、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現に向けて、特別自治市制度の法制化等についても検討いただきたい。【全国市議会議長会】
- 都道府県と市町村の情報共有が必ずしも上手くいっていないという課題があり、個人情報保護の観点から市民への情報提供に限界があり、対応に苦慮した。保健所を設置していない市においても、例えば自宅療養者への生活支援等、どこまでできるかという課題もあり、一般市町村が感染症対策において果たすべき役割等について、法令上明確化する必要があるのではないか。【全国市長会】
- 首都圏や関西圏など、生活圏・経済圏の一体性に配慮した都道府県間の連携のあり方や、市町村域を越えて感染が拡大している場合の保健所設置市など市町村と都道府県との関係も、考え直す機会になるのではないか。【全国知事会】

<地方制度との関係・その他>

- 今般の感染症対応では様々な課題が指摘されているが、国・地方／地方公共団体間の関係を見直すことで解決できるものは何かを丁寧に議論する必要があるのではないか。
- 今般の感染症対応において課題が生じた要因は様々であると考えられる。感染症法・新型インフル特措法といった個別法の見直しが別途行われることを前提として、地方自治制度のグランド・デザインまで変える必要はないという結論も含み得るような形で、理性的に議論を進めるべきではないか。
- これまでの対応を巡って混乱が生じたとの指摘があるが、危機時に混乱が生じるのは不可避なので、ある程度の混乱は受け止めつつ、制度の見直しでできることはどこまでかということ意識する視点が必要ではないか。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑪

- コロナ禍においては、医療・福祉・教育・防災といった各分野において日本全体の動きとそれぞれ地方公共団体の動きの違いが顕在化しており、責任・役割の明確化を進める必要があるのではないか。
- 都道府県の規模・性質が大きく異なりつつある中で、都市部とそれ以外の地域の考え方や求めるものの違いを調整する回路が失われてきているのではないか。今般の感染症対応についても、課題とされていることの多くが大都市圏の事項であり、それ以外の地域が取り残されていないか、考える必要があるのではないか。
- 新型コロナは一種の災害であると考えられるが、全国的・世界的なものであり、被災地とそれ以外の地域を区別できない点において、我々がこれまで経験してきた災害と大きく異なるのではないか。災害時には、社会的弱者がより苦境に立たされるが、弱者は意識的に可視化しなければ見えにくく、政策立案に当たっては、これをどのように可視化するかが重要ではないか。
- 新型コロナ対応等の緊急時における国・都道府県・市町村の役割分担や連携の制度化について、事前の備えとして対応を検討することはよいが、個別法の改正や運用の見直しで対応できるものも数多くあると考えている。地方自治制度として必要かの議論や、実態を踏まえて平時と非平時を柔軟に切り替えられるような制度設計について、しっかりとした検討が必要ではないか。【全国町村会】

【ポストコロナの経済社会について】

- 「ポストコロナの経済社会に的確に対応する」とはということかというのは、論点として立てておく必要があるのではないか。
- ポストコロナの経済社会がどういうものになっているかについては、可変性や流動性のある未来像と思われるので、これまでの地方分権の成果が生かされるような形で、地方での様々な先駆的な取組が共有されていくことによって、的確に対応していくことになるのではないか。
- 地方公共団体の役割は社会や個人のためであり、その社会がどのようなものかというのは論点としておく必要があるのではないか。一方でそれを議論すると相当時間がかかるため、最低限押さえておくべきことや、それを意識しながら議論できるような前提を押さえておくということではないか。
- ポストコロナの経済社会のあり方がどうなるのかを突っ込んで議論していくと、地方制度に結びつけるところに至らず、議論が拡散し過ぎる懸念もあるが、少なくとも、資源制約の中で、資源を効率的に投入する仕組みをどう作っていくかという視点や、不測の事態に柔軟に対応できる仕組みをどう作っていくかという視点はあるのではないか。

【国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係のあり方について】

＜国・地方の役割＞

- これまでも時代のニーズの変化等に合わせ、地方分権の取組は変化してきた。DXや新型コロナのような新たな社会情勢に対して、全国的な観点から一定の権限を国に集中させるという議論もありうるが、こういった話が必ずしも再集権化に繋がるわけではなく、地方制度のあり方をより精緻な視点から捉え直す機会になるのではないかと考える。
- 今般の感染症対応やデジタル化において指摘されている課題は、地方分権改革が成功し、個別に最適化された仕組みを作ってきたからこそ生じたものだと考えられるのではないかと考える。課題が生じたからといって、直ちに集権化や非平時を前提とした仕組み作りには舵を切るのではなく、状況・課題の変化に応じて柔軟に対応可能な行政のあり方、連携のあり方を検討することが重要ではないかと考える。
- 国が強い関心を持って地方公共団体に関わる既存の手法について、国がより能動的・積極的に権限行使ができる仕組みを考えるということもあり得るのではないかと考える。その場合には、これまでの地方分権改革との整合性をどう考えるかと、平時・非平時の切替えをどのように設定するかという課題があるのではないかと考える。
- 国として統一的なルールを定めるに当たっては、地方公共団体の実情を把握し、その声をどのように汲み取るかを考える必要があるが、地方公共団体の個人情報保護制度を共通ルール化した個人情報保護法改正がモデルとなるのではないかと考える。
- 地方公共団体におけるデジタル臨時行政調査会が示すデジタル原則への適合については、国・地方関係を考える上で大きな論点であり、行政サービスを提供するに当たっての「How」は、地方公共団体の特性に応じて柔軟な対応を認めつつも、ある程度標準化されるということではないかと考える。本調査会においても、できる限り地方公共団体の声を生かす形で議論することが望ましいのではないかと考える。
- 非平時における国の地方公共団体に対する権限を強化するという議論があるが、実際に機能するのは、平時からそのように訓練されている関係が中心になることから、平時からの協力関係をどのように構築するかを考える必要があるのではないかと考える。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑭

- 非平時対応に当たり、円滑に連携・協力を行うためには、平時から連携・協力している必要があり、そのあり方について考える必要があるのではないか。
- 非平時において国と地方公共団体が連携・融合することは必要であるが、実際に機能することが重要である。非平時においてこそ、連携・融合のプロセスが可視化され、統制されることが必要ではないか。
- 非平時においては、人的資源が不足する中で、個別政策分野ごとに縦割りの国・地方関係のもとで対応する方が迅速に動きやすい一方で、総合行政主体である地方公共団体が現場の状況に応じて横串的に対応してサービス提供を担うこととのバランスをどのように考えるか、検討する必要があるのではないか。
- 第32次地方制度調査会において検討した連携に関する基本的な考え方は、本調査会の議論においても妥当するのではないか。例えば、公共私連携やコミュニケーションのための場の重要性、連携の前提としての役割・責任分担の明確化の必要性などは、非平時対応を考える上でも重要な視点である。第32次地制調における議論を踏まえつつ、更に議論を深めていくことが望まれるのではないか。
- 非平時は、感染症だけでなく、大規模災害や国防など様々であり、それぞれ性格が異なるので、これらの違いを意識して議論を進めるべきではないか。
- これまでの災害対応において、問題が広域化しなければ、特に「非平時」という状況を取りあげなくても概ね対応できてきたのではないかと考えられ、非平時の幾つかの条件について整理する必要があるのではないか。
- 各地方公共団体においては、これまで災害対応として、BCPや事前復興計画など、平時に非平時対応を織り込む形で取組が進められてきたことを考えると、平時と非平時とは、明確に区別できるものというよりも、グレーゾーンのように広がりのある状態ではないか。
- 平時・非平時については、明確に区別できるものではなく、様々な段階があり、むしろ状況に応じて柔軟に対応できるような体制をどのように構築していくかという視点が重要ではないか。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑮

- 国・都道府県・市町村の従来の分断的な役割分担だけにとらわれず、三者のパートナーシップを構築し、連携・協調していく方向性で議論を進めるべきではないか。【全国知事会】
- デジタル化における利便性等の向上、危機管理における指揮命令系統の一元化の要請を背景として、全体として議論の方向が中央集権体制の強化にシフトするのではないかと懸念を持っている。国と地方の関係は対等・協力という地方分権の基本理念との整合性を常に念頭に置いて、調査審議を進めていただきたい。【全国市議会議長会】

<情報の把握・共有>

- 国の権限・関与を強化するとしても、どのように実効性のある仕組みとするか検討しなければならないのではないかと。情報共有についても、全国の地方公共団体と一斉に共有できるシステムが必要になるのではないかと。
- 住民ニーズを把握して未来の地域社会を形成していくビジョンに関して、例えば、デジタル化によりタイムラグが解消されることを前提とすると、国と地方が対等なパートナーであると認識し、多くの情報発信において連携することが重要ではないかと。
- トップダウンで情報共有すべき分野と、ボトムアップで情報共有すべき分野を峻別すべきではないかと。
- コロナ禍のような非平時には、リアルタイムのデータを把握することが不可欠である。データの収集や信頼性の確保の面で、国・地方・民間がどのように連携すべきか、権限やデータの所有権に関する議論が必要ではないかと。
- よりスピーディに、声の大小にかかわらず全体を把握できるような情報収集の仕組みを考える必要があるのではないかと。また、国における施策検討の際、データから分析することが重要と考えるが、これに加え国・地方間でコミュニケーションを取ることも大事ではないかと。
- 必要な情報を的確・迅速に共有し、限りある資源を融通しながら、地域の枠を超えて連携・協力して各々の現場にあった対応をしていくことが重要ではないかと。【全国町村議会議長会】

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑬

<国と地方の連携・協力>

- 今後の人口構造に鑑みれば、連携・協力を進めることは不可避だと考える。国全体で人口が減少する以上、余力のある主体が存在しないことを前提として、どのように連携・協力を進めるべきか議論すべきではないか。
- 国・地方／地方公共団体間の連携については、既に用意されている仕組みが機能しているか確認する必要があるのではないかと。あわせて、公共私連携についても検討する必要があるのではないかと。
- 「国と地方の協議の場」の活性化など、国と地方が実質的に協議を行う仕組みの強化や、事前協議や人的交流を含め、国における政策形成に当たって地方の意見を反映させるための仕組みの充実が必要ではないかと。【全国知事会】
- 様々な行政分野毎に国と地方の協議を行っているが、年に数回の「国と地方の協議の場」だけでは非常に限られているので、もう少し制度を緩和して、分科会などの仕組みを活用し、もっとフランクな意見交換の場を使うなどして、国と地方の新しいパートナーシップを構築するのがいいのではないかと。【全国知事会】

<都道府県・市町村の役割>

- DXの先進国は、日本より小規模な国がほとんどであり、日本と同様に捉えることはできないことから、都道府県をどのように捉えるかが重要なテーマとなるのではないかと。
- 都道府県の役割のあり方については、第32次地制調でも議論があったが、その後の動きも踏まえても、重要な論点ではないかと。また、公共私連携のあり方や、人口減少・高齢化にどのように対応するかということも、引き続き視点として持つべきではないかと。
- 国ではなく、地域の実情を把握できる都道府県が、基礎自治体に人手不足が発生した場合等のリソースのバッファを確保することが適当ではないかと。
- 危機時における都道府県と指定都市の関係について、特に大都市圏で起きる課題に対して、指定都市への分権を進めるなど自由度を高めるのか、それとも都道府県による近隣自治体を含めた広域的な調整を重視するのかといった点が大きな論点ではないかと。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑰

<地方公共団体間の連携>

- 今後の人口構造に鑑みれば、連携・協力を進めることは不可避だと考える。国全体で人口が減少する以上、余力のある主体が存在しないことを前提として、どのように連携・協力を進めるべきか議論すべきではないか。 ※再掲
- 地方公共団体間の連携については、非平時における協力関係の強化がクローズアップされているところであるが、住民の安心・安全という視点で、広域連携の質的強化に取り組む必要があるのではないか。
- 都道府県と市町村の関係については、一部事務組合などの制度とは別に、特定の課題について、地域ごとに会議体を設けるなど様々な連携の取組が行われているので、もう少し幅広に連携・協力のあり方を考えられるのではないか。
- 地方公共団体ごとに個別に最適化された仕組みを作ってきた中で、自発的に地方公共団体同士が連携するというモチベーションはあまりないのではないか。また、分野ごとに異なる相手と連携をしようとするとな非常にコストがかかるのではないか。地方公共団体間の連携について、複数の地方公共団体と取引をしている企業を媒介として連携を進めるということも考えられるのではないか。
- 地方公共団体の広域連携について、調整が大変だと連携自体が進まないと考えられるため、連携を進めるためのインセンティブや、連携によるメリットをどのように提示するかを考える必要があるのではないか。その際、例えばゼロカーボンの取組など、地方公共団体が個々にできることとできないことが何かを考えると連携が進む可能性があるのではないか。
- 地方公共団体間の協調・連携を確保するために、国がこれを制度・理念として規定する意味があるのかを考える必要があるのではないか。地方公共団体は効果を上げるために必要に応じて、自然と連携・協力を行うのではないか。
- 地方公共団体間の広域連携を促す、サポートするという観点から、デジタル技術の活用やDXがどのように寄与するのかについて、議論する必要があるのではないか。
- デジタル時代に見合う国・都道府県・市区町村の役割を明確化する必要があり、例えば、デジタル技術を活用すれば、人口・経済規模にかかわらず、隣接する団体以外の地方公共団体同士の連携も可能となるのではないか。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑱

- 広域連携のあり方については、どこまで議論の射程を広げるのか意識する必要があるが、人口減少・高齢化が進んでいく中で、都道府県を越えた広域連携の仕組みも想定しなければならないと考えており、その際には、国が一定程度関与するような連携の枠組みについても検討する余地があるのではないかと。
- 特に首都圏においては地方公共団体を越えた人の移動が盛んに行われているため、生活圏と基礎自治体のあり方や、各地方公共団体の財源のあり方を丁寧に議論する必要があるのではないかと。
- 地方公共団体間の連携・協力について、例えば、都道府県が補完的な役割を果たすために都市部ではない地域との連携を考える際、ガバナンスやガバメントのあり方をどのように考えるかという観点からは、地方議会のあり方についても関連する課題として位置付けられるのではないかと。

<公共私連携のあり方や住民の視点>

- 第32次地方制度調査会において検討した連携に関する基本的な考え方は、本調査会の議論においても妥当するのではないかと。例えば、公共私連携やコミュニケーションのための場の重要性、連携の前提としての役割・責任分担の明確化の必要性などは、非平時対応を考える上でも重要な視点である。第32次地制調における議論を踏まえつつ、更に議論を深めていくことが望まれるのではないかと。 ※再掲
- 国と地方公共団体、地方公共団体相互間の連携を考える上で、公共私連携と住民参加については重要な視点ではないかと。リソースの融通・共有については、新型コロナ対応のように国全体がリソース不足になった場合に、民間部門とも協力してリソースを確保する必要があるのではないかと。
- 住民を身近に感じながら、どのような制度を作っていくかという議論が必要。例えば、感染症対応において民間病院をどのように機能させていくかという点など、公共私関係性を意識しながら制度の議論ができればよいのではないかと。
- 国や地方公共団体の役割や連携に関する論点が中心になっていると思うが、デジタル化に対して住民がどのように関わっていくか、住民やコミュニティが連携にどのように関わるかなど、住民の視点をどのように位置付けていくかという観点も必要ではないかと。

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑬

- デジタル化でも新型コロナウイルス対応でも、分権型社会論では住民参加で新しい社会を作り上げるという方向性があったように、住民がどのように受け止めるかという視点が必要ではないか。
- 国や地方公共団体が主体であるような形の位置付けだけでなく、社会を構成する個人・コミュニティ・企業・政党などが主体になるような形で、国や地方公共団体がそれをどう助けられるかといった視点で考えることもありうるのではないか。

【その他の地方制度のあり方について】

＜地方議会のあり方＞

- 女性候補者を増やす取組が議論されているが、道半ばである。住民自治を実現するための議会のあり方を丁寧に検討する必要があるのではないか。
- 女性・若者の議会参加を促進するに当たり、地方議会におけるハラスメントがネックとなっている場合もあるなど、議会自らにおいて解決すべきものもあるのではないか。その際、個別の議会での対応が難しい場合には、議会間の連携等も考えられるのではないか。また、実際にハラスメントを受けたときの第三者的な相談窓口等を議長会レベルで設けるべきではないか。
- 女性の地方議員のなり手不足について、出産や育児の際に欠席が認められるというだけでなく、もう少し具体的に現場レベルで女性の視点から変えられることを検討すべきではないか。
- 地方議会のなり手不足への対応については、個々の議会単位の機運醸成では限界があり、国全体の課題として、議会のあり方に関する広報や理解促進に取り組まないと、動きが加速していかないのではないか。
- 地方議会のあり方について、住民参加の仕組みを弾力化していくための、デジタル化への対応も課題として議論すべきではないか。
- 三議長会からの要望事項について、本調査会において議論を進める必要があるのではないか。
- 地方議会のあり方について、議長会からいろんな要望があるが、その中で何を重要な問題と考えて議論するのかについても、意識して論点化する必要があるのではないか。
- 第32次地方制度調査会答申で示された請負禁止の緩和は、町村議会にとって従来からの大きな課題。個人請負の禁止が緩和されれば、立候補のハードルが1つ下がり、多様な人材の議会参画につながると考えられるため、早急に制度改正を実現いただきたい。【全国町村議会議長会】

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等⑳

- 主権者教育の一環として、家庭、学校、地域において、女性議員を増やすため、政治に関心を持ってもらうための取組も必要ではないか。【全国町村議会議長会】
- 会社員が地方議会議員に立候補し、活動を継続できるよう、労働法制上の手当を行う必要があるのではないか。【全国市議会議長会】
- 地方議会の位置付け等を地方自治法に明確に規定していただきたい。これにより、議会とは何かを住民にしっかりと理解いただき、議員自らその重い責任をさらに深く自覚する、女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていくという意義があると考えており、三議長会が実施した意識調査の結果を見ても、議会の位置付け等を法律上明文化することは、女性や若者が地方議会議員になりやすい環境づくりにつながるのではないか。【全国都道府県議会議長会】
- 地方議会に対する住民の理解と関心を高め、議員になりたいという意識を醸成していくためには、地方議会は何のためにあるのか、地方議員は何をすべきなのかという基本的な認識を共有することが出発点になる。地方議会の団体意思決定機関としての位置付け及び議員の職務について、法律上明文化していただきたい。【全国市議会議長会】
- なり手不足問題への対応を、住民に十分理解いただきながら、腰を据えて進めていくためにも、地方議会の位置付けや議員の職務等を法律に位置付けることが必要。法律上明確に位置付けられることは、議会活動について住民から理解を得る契機となるとともに、多様な人材の議会への参画を促すことにつながるものと考えている。【全国町村議会議長会】
- 地方議会の位置付けや議員の職務等の法律上の明確化、さらには立候補に伴う企業等による休暇保障について、令和5年の統一地方選挙までに制度改正が実現するよう、早急に審議いただきたい。【全国町村議会議長会】
- 住民から地方議会へ提出される請願書や、地方議会の声を国会に届ける意見書について、提出者の利便性向上や受領者の業務効率化等を図るため、電子的提出の実現が必要ではないか。【全国都道府県議会議長会】
- 感染症のまん延や大規模災害の発生時に加え、育児・介護等の事情により会議場に参集することが困難な議員についてはオンラインでの参加を認めるなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の拡充について検討いただきたい。【全国市議会議長会】

第1回～第4回専門小委員会における主な意見等②

<その他>

- いわゆる2040問題に関連した我が国の本質的な環境は変化していないが、新型コロナにより都道府県が果たすべき役割に高い注目が集まっているなど、新たな展開も見られているところであり、このような展開を踏まえ、第32次地制調で扱ったテーマを深掘りすべきではないか。
- DXについては、第32次地制調の議論を念頭に置きつつ、技術の進展を踏まえて丁寧に議論を進めることが重要ではないか。
- 個人を尊重する社会環境の中で、ガバナンス・制度設計において目指される全体最適と、各地方公共団体のあり方や住民の幸福という個別最適をどのように摺り合わせていくかを考えていく必要があるのではないか。
- 実際に地域社会を動かしているのは顔の見える関係であり、人口減少社会において、デジタル技術や広域連携が、その関係を促進できているか、検証する必要があるのではないか。
- DXが進展している地域にはどのような要因があるか、人口規模による進捗の差があるかといった点について分析し、人口規模や地域特性、地域課題の類似性に着目した情報共有基盤・プラットフォームの構築や、デジタル人材の共有化、地域を越えた副業の実現といったことが実現可能か、検討してはどうか。
- 孤独・孤立対策等の従来の地域社会の枠内の取組では限界があるような課題については、デジタルを活用し、地域を越えて、多様な主体や専門家がつながることで、新たな可能性が広がるのではないか。【全国町村会】